

減価償却資産における国税と固定資産税の取扱い比較

項目	固定資産税	国税
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	旧定率法	選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却・	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
陳腐化資産 (耐用年数の短縮)	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価 (一部合算も可)
少額の減価償却資産(使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満)	損金算入したものは課税対象にならない(本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)	損金算入可能(法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条)
一括償却資産(取得価額が20万円未満の減価償却資産)	損金算入したものは課税対象にならない(本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)	3年間で損金算入可能(法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項)
租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産	課税対象になります	損金算入可能((租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8)